

# 令和6年度 償却資産（固定資産税） 申告の手引

市税につきましては、日頃よりご協力いただきありがとうございます。

固定資産税には、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）があり、地方税法第383条の規定により、償却資産をお持ちの方は毎年1月1日現在で所有状況について申告していただくことになっております。つきましては、この「申告の手引」をご参照のうえ、申告書をご提出ください。

## 申告書の提出期限 令和6年1月31日(水)

※郵送又は電子申告(eLTAX)での提出にご協力ください。

※申告期限の間近は窓口が大変混み合いますので、お早めにご提出くださいますようお願いいたします。

償却資産申告書等の記入漏れや誤りがないかどうかチェック事項を活用して、ご確認をお願いします。

提出前のチェック事項		
償却資産申告書	申告に応答する方や税理士等の氏名・電話番号の記入はしましたか。	<input type="checkbox"/>
	(電子申告等の場合)所有者コードを記入しましたか。	<input type="checkbox"/>
	事業所等資産の所在地(住所の記入・家屋の所有区分に○)を記入しましたか。	<input type="checkbox"/>
	備考(添付書類等)の該当する項目に○をつけましたか。	<input type="checkbox"/>
	取得価額に記入漏れや誤りはありませんか。	<input type="checkbox"/>
	(電算処理方式の場合)評価額、決定価格、課税標準額を記入しましたか。	<input type="checkbox"/>
	(住所・氏名等が変更の場合)朱書き訂正などで変更後を記入しましたか。	<input type="checkbox"/>
種類別明細書	(郵送で控えを返送希望の場合)切手を貼って、返信用封筒を同封しましたか。	<input type="checkbox"/>
	申告年度・所有者コード・所有者名・枚数を記入しましたか。	<input type="checkbox"/>
	増加資産の記入漏れ(申告漏れや決算前の取得資産等)はありませんか。	<input type="checkbox"/>
	(電算処理方式の場合)価額、課税標準額の記入はありますか。	<input type="checkbox"/>
	減少資産の記入漏れ(減失漏れや取得価額・耐用年数等の修正)はありませんか。	<input type="checkbox"/>
	移動してきた資産は摘要欄に移動前の所在地等を記入しましたか。	<input type="checkbox"/>
	課税標準の特例が適用される資産は摘要欄に根拠条文等を記入しましたか。	<input type="checkbox"/>
申告対象の資産(簿外資産や特別償却、建物附属設備等)の記入漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>	
申告対象外の資産(宮崎市外の資産や小型特殊自動車等)が含まれていませんか。	<input type="checkbox"/>	

### お知らせ

◎提出される方の確認を行っており、運転免許証等の提示(添付)にご協力をお願いします。また、申告書に記載のマイナンバーは、別途身元確認と番号確認が必要です。詳しくはP14をご覧ください。

◎償却資産の申告について、宮崎市ホームページに掲載しています。市ホームページはこちら→  
宮崎市 TOP > くらし・手続き > 税金 > 固定資産税 > 償却資産の申告(固定資産税)



#### 《目次》

I. 償却資産とは	1~10
II. 償却資産の評価と課税	11~12
III. 償却資産の申告	13~15
IV. 償却資産申告書等の記入方法	16~24



宮崎市

# I. 償却資産とは

## 1. 償却資産とは

(1) 償却資産に該当する資産

- ① 事業の用に供することができる資産（土地及び家屋を除きます。）
- ② 有形減価償却資産
- ③ 減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算（以下、「税務会計」という。）上、損金又は必要な経費に算入される資産（事業用の簿外資産、償却済資産等含む。）
- ④ 自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）の課税対象となる資産以外のもの
- ⑤ 償却資産における少額資産（取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産）以外のもの

### 【償却資産における少額資産となる資産について】※償却資産の申告が不要

- ① 使用可能期間1年未満の資産
- ② 取得価額が10万円未満で税務会計上、一時に損金（必要な経費）に算入されたもの
- ③ 取得価額が20万円未満で税務会計上、3年間で一括して均等償却するもの（いわゆる一括償却資産）
- ④ 取得価額が20万円未満でファイナンス・リース取引に係るリース資産(平成20年4月1日以降締結)

### 【償却資産における少額資産とならない資産について】※償却資産の申告が必要

- ⑤ 租税特別措置法の規定により、中小企業の特例を適用して損金算入した資産
- ⑥ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	償却方法	取得価額			
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	使用可能期間1年未満	申告対象外			
②	一時損金算入(*1、*5)	申告対象外	申告対象		
③	3年一括償却(*2、*5)	申告対象外		申告対象	
④	リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象	
⑤	中小企業特例(*3)	申告対象			申告対象
⑥	個別減価償却(*4)	申告対象			

(\*1) 法人税法施行令第133条第1項又は所得税法施行令第138条第1項

(\*2) 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

(\*3) 中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

(\*4) 個人の方については、平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません（所得税法施行令第138条第1項）。

(\*5) 令和4年4月1日以後に取得した貸付けの用に供した資産（主要な事業として行われるものを除く。）は申告対象です。

(2) 償却資産に該当しない資産

- ①無形減価償却資産（営業権、漁業権、特許権、ソフトウェア等）
- ②自動車、軽自動車（自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）の課税対象となるもの）  
※令和元年12月25日より農耕作業用トレーラ(トラクタのけん引車)も軽自動車税(種別割)対象
- ③生物（牛馬、果樹等。ただし、鑑賞用、興行用の生物は償却資産となる。）
- ④棚卸資産（商品、製品、原材料等）
- ⑤繰延資産（開業費、開発費等）
- ⑥非減価償却資産（書画骨とう等）

**2. 償却資産の具体例**

**【種類別の償却資産の例示】**

資産の種類		主な償却資産の例示
1	構 築 物	門、塀、構内舗装、駐車場舗装、側溝、貯水池、屋外排水溝、屋上広告塔、看板、独立キャノピー（駐車場、駐輪場等）、庭園、花壇、緑化施設、その他土地に定着した土木設備、堆肥舎、畜舎、ビニールハウス等
	建 物 附 属 設 備	受変電・自家発電設備、蓄電池電源設備、LAN設備、屋外給排水・ガス引込み設備、簡易間仕切り、日除け設備、中央監視制御装置、貯水槽、生産事業（製造・加工・修理等）の工程上必要な設備、建物から独立した設備（スポットライト、外灯等）、賃借人（テナント）が施工した内部造作（テナントを所有者とみなす。）等
2	機 械 及 び 装 置	太陽光発電設備、工作機械、土木機械、印刷機械、製造加工機械、ポンプ、モーター、厨房機器、機械式駐車場（ターンテーブルを含む。）、洗車業用設備、ガソリンスタンド設備、土木建設機械（クレーン等）、農業用機械、農業用ドローン等
3	船 舶	貨物船、釣船、客船、漁船、タンカー、ボート、はしけ等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）の課税対象とならないものに限る。）、台車等
6	工 具、器 具 及 び 備 品	自動販売機、事務机、ロッカー、キャビネット、金庫、パソコン、レジスター、テレビ、カラオケ、ファクシミリ、壁掛型ルームエアコン、陳列ケース、冷蔵庫、洗濯機、医療機器、測定工具、検査工具、理・美容機器、農業用器具、空撮用ドローン等

**「貸付けの用に供した資産（リース会社等を除く）」の取扱いについて**

令和4年度の税制改正において、令和4年4月1日以後に取得した「貸付けの用に供した資産（リース会社などの主要な事業として行われるものを除く。）」が、国税における一時損金算入及び一括償却資産の対象から除外されたため、固定資産税の償却資産も申告対象となりました。

**【業種別の償却資産の例示】 ※事業者が個人でも申告対象となります。**

業 種	主な償却資産の例示
事 務 所	借用事務所の内部造作、応接セット、事務机・椅子、キャビネット、ロッカー、コンピューター、テレビ、ネオンサイン、壁掛型ルームエアコン、ファクシミリ、タイムレコーダー、コピー機、金庫、看板、LAN設備等
飲 食 業	借用店舗の内部造作、カウンター、テーブル、椅子、レジスター、看板、カラオケ、タオル蒸器、冷凍冷蔵庫、ガスレンジ等厨房設備、製麺機、自動販売機、ネオンサイン、室内装飾品等
農 業	ビニールハウス、加温機、農業用機械・器具、家畜用設備、サイロ等
理・美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器、ドライヤー、赤外線灯、湯沸器、サインポール、パーマ器等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機、ミシン、給排水設備等
小 売 業	陳列ケース、照明設備、冷凍機、肉切り機、ひき肉機、冷蔵ストッカー、電子天秤等
ガソリンスタンド	ガソリン計量器、リフト、充電機、コンプレッサー、地下タンク、消火器、構内舗装、洗車機、検査工具、POSシステム、独立キャノピー等
製 造 業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、受変電設備、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備等
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等
土木・建築業	大型特殊自動車、車両系建設機械、発電機等
医療・薬局業	薬品戸棚、ベッド、X線装置、顕微鏡、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、歯科診療用ユニット、保育器、投影機、光学検査機器、ファイバースコープ等
不動産貸付業	駐車場舗装、駐輪場、門扉・塀・緑化施設等の外構工事、受変電設備、中央監視制御装置、屋外給排水設備、LAN設備、壁掛型ルームエアコン等
公衆浴場業	煙突、井戸、ボイラー、温水器、濾過機、オイルバーナー、動力ポンプ等

**賃貸ビル等に附加された内装と附帯設備の取り扱いについて**

平成16年4月1日以降に賃借人（テナント）が施工した内装、造作、建物附属設備等については、賃借人が償却資産として申告していただくこととなっております。

具体的には、次のようなものがあります。

- ①内 装・・・天井、床、内部・外部仕上げ、建具、間仕切り、その他工事
- ②附帯設備・・・電気、ガス、給排水、衛生、空調、運搬、その他設備

※ご不明な点は、資産税課までお問い合わせください。

**【太陽光発電設備について】**

太陽光発電設備は、自宅の屋根に設置する住宅用のものであっても、発電出力が10kw以上のものは償却資産として申告が必要です。

(1) 申告対象

発電出力	10kw未満	10kw以上
個人（住宅用）	【申告対象外】 設置者の家庭での使用を主な目的とした資産であるため、事業用資産に該当しない。	【申告対象】 事業用資産に該当する。
個人（事業用） 法人	【申告対象】 事業用資産に該当する。	【申告対象】 事業用資産に該当する。

(2) 償却資産と家屋の区分

償却資産と家屋の区分については次のとおりです。表中の「償却資産」となっている設備は償却資産（2類：機械及び装置）としてご申告ください。「家屋評価」となっている設備は家屋の評価対象ですので、申告は不要です。

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋評価		償 却 資 産			
架台に乗せて屋根に設置	償 却 資 産					
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償 却 資 産					

※家屋以外の場所に設置されている場合は、太陽光発電設備以外のフェンスや舗装、砂利なども国税申告等で減価償却する場合は申告対象となります。

**3. 建物附属設備における家屋と償却資産の区分** ( ● 部分が償却資産の申告対象)

	設備等の分類	設備等の内容	事業所用家屋の所有区分			
			自己所有		借用家屋 (テナント)	
			家屋	償却	家屋	償却
<b>建設工事</b>	内装・造作	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			●
<b>電気設備</b>	受変電設備	設備一式		●		●
	予備電源設備	蓄電池、ガソリンエンジン発電機、ディーゼルエンジン発動機		●		●
	中央監視設備	監視盤、センサー、配管及び配線		●		●
	電灯コンセント設備・照明器具設備	屋外設備一式、非常用照明器具 (誘導灯、非常灯)		●		●
		電灯コンセント配線設備、白熱灯器具設備、蛍光灯器具設備	○			●
	電力引込設備	引込工事一式		●		●
	動力配線設備	特定の生産業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	電話配線設備	電話機・交換機等の機器		●		●
		配管、配線、端子盤等	○			●
	LAN設備	設備一式		●		●
	放送・拡声器設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		●		●
		配管、配線等	○			●
	ナースコール設備	設備一式	○			●
	インターホン設備	設備一式	○			●
監視カメラ (ITV) 設備	受像機 (テレビ)、カメラ		●		●	
	配管、配線等	○			●	
避雷設備	避雷針・避雷導体等設備一式	○			●	
防火設備	機器、配管及び配線、ハロゲンガス・炭酸ガス・泡消火設備	○			●	
<b>給排水衛生設備</b>	給水排水設備	屋外設備、引込工事、特定生産又は業務用設備		●		●
		屋内の配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			●
	給湯設備	局所式給湯設備、瞬間湯沸器		●		●
		中央式給湯設備、床暖房用給湯器、浴室用給湯器	○			●
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定生産又は業務用設備		●		●
屋内の配管等、ガスカラン		○			●	
衛生設備	洗面器、大小便器、手洗機	○			●	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		●		●	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			●	
<b>空調設備</b>	空調設備	壁掛型ルームエアコン		●		●
		熱源機器、配管、ダクト、埋め込み型エアコン等	○			●
換気設備	換気口、換気筒、換気扇、天井扇等、ダクト及び附属設備	○			●	
<b>運搬設備</b>	運搬設備	気送管設備、エレベーター、リフト、エスカレーター	○			●
<b>その他の設備</b>	ゴミ処理設備	ダストシュート	○			●
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店・ホテル・百貨店等) 寮・病院・社員食堂等の厨房設備		●		●
		システムキッチン	○			●
	洗濯機設備	機器		●		●
	医療機器設備	医療用ガス設備、吸引設備、消毒設備、手術設備、X線設備		●		●
自動ドア設備	始動装置、動力源装置	○			●	
<b>外構工事</b>	外構工事	工事一式 (駐車場、門、塀、緑化施設等)		●		●

※平成 16 年 4 月 1 日以降に賃借人 (テナント) が施工した内装、造作、建物附属設備等は賃借人 (テナント) が申告をする必要があります。

#### 4. 申告において特に注意が必要な償却資産

【誤計上が見受けられる資産】 下記の資産は申告の必要はありません。

資 産 名	詳 細
小 型 特 殊 自 動 車	①農耕トラクタ、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機等の乗用の農耕作業用自動車で、最高速度35km/h未満のもの。 ②フォーク・リフトやショベル・ローダー等の特殊作業車で、輸送時の長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下、最高速度15km/h以下の全ての条件を満たすもの。 ※軽自動車税（種別割）の課税対象となります。詳しくはP7参照
普 通 自 動 車	全ての普通自動車の対象外です。なお、教習場構内専用車等でナンバープレートを取得していないものも対象外となります。
自己所有家屋の内装、 造作、建物附属設備	ただし、賃借人（テナント）が施工したものは賃借人（テナント）から申告して頂くことになります。
ソ フ ト ウ ェ ア	ただし、パソコンのOS等、最低限そのソフトウェアがなければ機械等が作動しないものは、申告の対象となります。

【申告漏れが見受けられる資産】

資 産 名	詳 細
前年決算期から賦課期日までの間に増加・減少した資産	申告後に判明した資産がある場合には修正申告をご提出下さい。
簿 外 資 産	帳簿に記載されていないが事業の用に供することができる資産がある場合は、申告の対象となります。
償 却 済 資 産	すでに減価償却が終わり、残存価額のみが計上されている資産も申告の対象となります。
遊 休 ・ 未 稼 働 資 産	賦課期日現在、事業の用に供することを停止している資産（遊休資産）及び取得後まだ稼働していない資産（未稼働資産）については、いつでも事業の用に供することができる状態にあるものであれば申告の対象となります。
資 本 的 支 出	改良費のうち、資本的支出として資産計上したものは、本体部とは別に新たな資産の取得として扱います。
少 額 の 減 価 償 却 資 産	P1【償却資産における少額資産となる資産について】参照
減価償却を行っていない資産	赤字決算等のため減価償却を行っていない場合でも、本来減価償却が可能な資産であれば、申告の対象となります。
建 設 仮 勘 定 の 資 産	建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日までに完成し、事業の用に供されているものは、申告の対象となります。
大 型 特 殊 自 動 車	フォーク・リフト、ショベル・ローダ、ロード・ローラ等特殊構造を持つ自動車で、上記の【誤計上が見受けられる資産】の小型特殊自動車以外のものが申告の対象となります。※詳しくはP7参照
法人税・所得税が課せられていない者が所有する資産	法人税又は所得税が課せられていない者が所有する資産であっても、地方税法の規定により償却資産に該当する資産は全て申告してください。

※具体的な申告漏れ資産としては、次のものがよく見受けられます。

受変電設備（キュービクル）、中央監視制御装置、屋外電気設備、厨房設備（社員食堂、社員寮、病院等）、アスファルト舗装（駐車場、構内舗装等）、門、塀、側溝、緑化施設、看板などのほか、税務会計上は建物一式で減価償却した場合でも、家屋評価に含まれない建物附属設備は申告対象

## 償却資産の課税対象となる大型特殊自動車について

下表に記載されている車両は大型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告が必要です。ナンバー登録の有無に関わらず、全て申告してください。ただし、同種の車両であっても、下表右の要件に全て該当しない場合は小型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無に関わらず、軽自動車の登録が必要です。また、申告は賦課期日時点で建設機械等を保管する「主たる定置場」のある市町村に対して行うこととなります。

### ○大型特殊自動車の種類及び条件

【道路運送車両法施行規則第2条別表第一より】

種 類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車の要件
一般用 ・ 建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に <u>1つでも該当する場合は</u> 、大型特殊自動車です。 ①最高速度が15km/hを超える。 ②長さが4.7mを超える。 ③幅が1.7mを超える。 ④高さが2.8mを超える。
農 耕 作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が35km/h以上の場合は、大型特殊自動車です。
その他	ボール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	全て大型特殊自動車です。

※同種の車両であっても最高速度が異なる場合があるため、カタログ等を十分ご確認ください。

#### 【参考】大型特殊自動車の分類番号

※分類番号は下記のナンバープレートの\_\_\_\_\_線部分

- ①建設機械の場合：0で始まる車両、0、00～09、000～099（00AなどA～Zも含む）
- ②建設機械以外の場合：9で始まる車両、9、90～99、900～999（9ZZなどA～Zも含む）

#### ＜①建設機械の場合＞

宮崎 \_\_\_\_\_

あ 1 2 - 3 4

#### ＜②建設機械以外の場合＞

宮崎 \_\_\_\_\_

い 4 5 - 6 7

### 農耕作業用トレーラ（農耕トラクタのけん引車）をお持ちの方へ

令和元年12月25日付けで、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であった農耕作業用トレーラ（農耕トラクタのけん引車）については、軽自動車税（種別割）の課税対象となりました。軽自動車登録を行った農耕作業用トレーラは、償却資産の対象外となりますのでご注意ください。なお、軽自動車登録に伴い、償却資産申告内容に修正がある場合は、修正申告をお願いします。



## 5. 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する償却資産は、固定資産税が非課税となります。非課税適用に当たっては、一部申請が必要な資産もありますので、該当する資産をお持ちの場合は資産税課にご相談下さい。

## 6. 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条から第15条の3に規定する償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

### 【適用償却資産の例（一部抜粋）】

根拠法令		特例対象資産	具体例	課税標準の特例割合	備考
条	項号				
法第349条の3	第5項	内航船舶	専ら遊覧の用に供するものを除く事業用船舶	1/2	
法附則第15条	第2項第1号	汚水又は廃液の処理施設	沈殿・浮上装置、油水分離装置・汚泥処理装置、ろ過装置など	平成26年4月1日～平成30年3月31日 1/3 平成30年4月1日～令和6年3月31日 1/2	◎わがまち特例 【取得時期】 平成26年4月1日～令和6年3月31日
	第2項第5号	公共下水道に係る除害施設	沈殿・浮上装置、油水分離装置・汚泥処理装置、中和装置など	平成24年4月1日～令和4年3月31日 3/4 令和4年4月1日～令和6年3月31日 4/5	◎わがまち特例 【取得時期】 平成24年4月1日～令和6年3月31日 ・上下水道局への届出の写し
	第21項	津波対策の用に供する償却資産	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域で新たに取得又は改良された津波対策の用に供する資産	最初の4年度 1/2	◎わがまち特例 【取得時期】 平成28年4月1日～令和6年3月31日 ・津波防災地域づくり推進計画書の写し
	第25項	1号 2号 3号	再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備については、経済産業省の <u>認定外の設備</u> が対象 風力・水力・地熱・バイオマス発電設備については、経済産業省の <u>認定を受けた設備</u> が対象	太陽光:1,000kw未満 風力:20kw以上 地熱:1,000kw未満 バイオマス:10,000kw以上 20,000kw未満 最初の3年度 2/3 太陽光:1,000kw以上 風力:20kw未満 水力:5,000kw以上 最初の3年度 3/4 水力:5,000kw未満 地熱:1,000kw以上 バイオマス:10,000kw未満 最初の3年度 1/2

【適用償却資産の例（一部抜粋）】（つづき）

根拠法令		特例対象資産	具体例	課税標準の特例割合	備考
条	項号				
法附則第15条	第28項	浸水防止用設備	止水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機等（浸水想定区域内の地下街等の所有者が水防法に規定する浸水防止計画のに基づき取得したもの）	最初の5年度 2 / 3	◎わがまち特例 【取得時期】 平成26年4月1日～ 令和7年3月31日  ・浸水防止計画書の写し
	第32項	特定事業所内保育施設 （企業主導型保育事業）	平成29年4月1日から令和6年3月31日の間に企業主導型保育事業の運営費補助を受けて、保育サービスを行う施設に係る償却資産	運営費補助を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年間 （ただし途中で取得した場合は、残り年度） 1 / 3	◎わがまち特例 【取得時期】 平成29年4月1日～ 令和6年3月31日  ・公益財団法人児童育成協会が発行する <b>該当年度</b> の「企業主導型保育事業（ <b>運営費</b> ）助成決定通知書」の写し  ※一度特例を受けた後に補助が途切れた場合は、その後は、特例の対象にはなりません。
	第45項	「先端設備等導入計画」の認定を受けた先端設備	中小企業者等が、市の「導入促進基本計画」に沿って策定され市の認定を受けた「先端設備等導入計画」により導入され、一定の要件を満たす償却資産	（賃上げ方針表明無） 最初の3年度 1 / 2  令和5年4月1日～ 令和6年3月31日 （賃上げ方針表明有） 最初の5年度 1 / 3  令和6年4月1日～ 令和7年3月31日 （賃上げ方針表明有） 最初の4年度 1 / 3	【取得時期】 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日  ・認定を受けた「先端設備導入計画」の写し ・認定書の写し ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し ・従業員への賃上げ方針の表明を証する書面の写し  ※先端設備導入計画のお問合せや <b>忠読・認定</b> は産業政策課(0985-21-1792)へ。
旧法附則第64条	※旧法附則第15条第41項を含む。			最初の3年度 0	◎わがまち特例 【取得時期】 平成30年6月6日～ （構築物・事業用家屋は 令和2年4月30日～） 令和5年3月31日  ・認定を受けた「先端設備導入計画」の写し ・認定書の写し ・工業会等証明書の写し

※わがまち特例とは、地方税法の範囲内で地方団体が特例割合を条例で定めることができる特例です。

※上記以外にも特例がございますので、ご不明な点等は資産税課までお問い合わせください。

※「法」：地方税法 「施行令」：地方税法施行令 「施行規則」：地方税法施行規則

※税制改正により変更となる場合があります。

## 7. 固定資産税の減免

公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）、災害又は天候により著しく価値を減じた固定資産で、市条例で定めるものについては、申請により減免を受けることができます。

## 8. 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

耐用年数の短縮、増加償却、陳腐化資産の一時償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産は、税務会計上の取扱いに準じて評価額が算出されます。

### 【国税との主な違い】

項目	国税の取扱い (法人税法、所得税法)	地方税の取扱い (固定資産税)
減価(償却)計算の期間	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制度 【定率法選択の場合】 ・平成24年4月1日以後に取得した資産は「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得した資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得した資産は「旧定率法」を適用	定率法のみ ※減価率は、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定 ※法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同様
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却(租税特別措置法)	認められます。	認められません。
増加償却(所得税法・法人税法)	認められます。	認められます。
評価額の最低限度(法人税は償却可能限度額)	備忘価額(1円)まで	取得価額の100分の5
改良費(資本的支出)	原則区分、一部合算も可	区分評価
青色申告書を提出する中小企業者等が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産	損金算入が認められます。	課税対象となります。
一括償却資産(取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で均等に損金算入が認められます。	課税対象になりません。(※1)

(※1)令和4年4月1日以後に取得した貸付けの用に供した資産(主要な事業として行われるものを除く。)は課税対象

## Ⅱ. 償却資産の評価と課税

### 1. 固定資産税（償却資産）の課税の流れ

① 申告書の送付 (12月)	⇒ 毎年、宮崎市役所から申告書の用紙をお送りします。
② 賦課期日	⇒ 1月1日現在お持ちの償却資産に対して、課税されます。
③ 申告 (1月末日まで)	⇒ ①でお送りした申告書に必要事項を記入していただき、1月末日までに、宮崎市役所に申告してください。 ※1月末日が閉庁日のときは、翌開庁日が申告の期限となります。
④ 納税通知書の発送 (5月初旬)	⇒ その年度の税額を算出し、納税通知書をお送りします。
⑤ 納税	⇒ ④でお送りした納税通知書で納税をお願いいたします。 納期…年4回（5月、7月、9月、12月）

### 2. 税額の算出方法

#### (1) 評価額及び決定価格の算出

取得年月、取得価額及び耐用年数から、申告していただいた償却資産一品毎の、賦課期日現在の評価額を旧定率法により算出します。なお、評価額が決定価格となります。

	前年中取得のもの	前年前取得のもの
評価額	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">取得価額</div> $\times (1 - \text{減価率} \times \frac{1}{2})$	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">前年評価額</div> $\times (1 - \text{減価率})$

※「減価率」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第七の旧定率法の償却率をいいます。

**※評価額は、取得価額の5%が下限となります。（国税の取扱と異なります。）**

#### (2) 課税標準額及び税額の算出

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は適用後の額、適用がない場合は「決定価格」がそのまま課税標準額となります。なお、合計した課税標準額に1,000円未満の端数があるときは、1,000円未満を切り捨てた額となります。

**税額は、上記で計算した課税標準額に1.4%を乗じた額となります。**なお、100円未満の端数があるときは、100円未満を切り捨てた額となります。**また、課税標準額が150万円未満の場合は、免税となります。**

$$\text{課税標準額 (1,000円未満切捨)} \times \text{税率 (1.4/100)} = \text{税額 (100円未満切捨)}$$

【参考①…耐用年数に応ずる減価率及び減価残存率表】

耐用年数 (年)	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得
		1-減価率/2	1-減価率
1	—	—	—
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891

耐用年数 (年)	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得
		1-減価率/2	1-減価率
21	0.104	0.948	0.896
22	0.099	0.950	0.901
23	0.095	0.952	0.905
24	0.092	0.954	0.908
25	0.088	0.956	0.912
26	0.085	0.957	0.915
27	0.082	0.959	0.918
28	0.079	0.960	0.921
29	0.076	0.962	0.924
30	0.074	0.963	0.926
31	0.072	0.964	0.928
32	0.069	0.965	0.931
33	0.067	0.966	0.933
34	0.066	0.967	0.934
35	0.064	0.968	0.936
40	0.056	0.972	0.944
45	0.050	0.975	0.950
50	0.045	0.977	0.955
55	0.041	0.979	0.959
60	0.038	0.981	0.962

【参考②…評価額の計算例】

項目	償却資産名	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率
資産①	太陽光発電設備	令和 3年4月	3,000,000円	17年	0.127
資産②	アスファルト駐車場	平成25年5月	2,000,000円	10年	0.206

資産①（太陽光発電設備）の計算例

- 令和 4年度評価額… $3,000,000 \times 0.936 = 2,808,000$ 円
- 令和 5年度評価額… $2,808,000 \times 0.873 = 2,451,384$ 円
- 令和 6年度評価額… $2,451,384 \times 0.873 = 2,140,058$ 円

資産②（アスファルト駐車場）の計算例

- 平成26年度評価額… $2,000,000 \times 0.897 = 1,794,000$ 円
- 平成27年度評価額… $1,794,000 \times 0.794 = 1,424,436$ 円
- 平成28年度評価額… $1,424,436 \times 0.794 = 1,131,002$ 円
- ・
- ・
- ・
- ・ (中略) ・
- ・
- ・
- ・
- 令和 4年度評価額…  $356,914 \times 0.794 = 283,389$ 円
- 令和 5年度評価額…  $283,389 \times 0.794 = 225,010$ 円
- 令和 6年度評価額…  $225,010 \times 0.794 = 178,657$ 円

## Ⅲ. 償却資産の申告

### 1. 申告をしていただく方

賦課期日（1月1日）において、償却資産（事業用資産）を所有されている法人及び個人です。なお、次の方々も所有者として、申告が必要になります。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 割賦販売の場合等、所有権が売り主に留保されている償却資産は、原則として買い主の方
- (3) 信託会社から譲渡を条件に賃借されている償却資産は、借受人の方
- (4) 償却資産の所有者がわからない場合は、使用されている方
- (5) 償却資産を共有でお持ちの方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員が連名で申告していただくこととなります。）

### 2. 提出書類等

#### (1) 提出書類

区 分		償却資産 申告書	種類別明細書		備 考
			増加資産・全資産用	減少資産用	
新 規 事業者	該 当 資 産 無	○	—	—	申告書「備考」欄の「3. 該当資産なし」に○をご記入ください。
	該 当 資 産 有	○	○	—	資産の多少にかかわらず、必ず申告してください。
継 続 事業者	増 加 資 産 有	○	○	—	
	減 少 資 産 ・ 修 正 資 産 有	○	—	○	
	転 出、 廃 止 等	○	—	—	申告書「備考」欄に「廃業」等の事由と年月日をご記入ください。

※前年に電算処理方式で申告された方には、「償却資産種類別明細書」は送付しておりません。

※電算処理方式で申告される場合には、償却資産申告書(評価額、決定価格、課税標準額まで記載したもの)、全資産用の種類別明細書(価額、課税標準額まで記載したもの)を必ず添付してご提出ください。

#### (2) その他必要な書類

書類提出が必要な方	必要書類
耐用年数の短縮を受けている方	耐用年数短縮の承認申請書の写し (納税地の所轄国税局長に申請したもの)
増加償却を受けている方	増加償却の届出書の写し (納税地の税務署長に届出したもの)
陳腐化資産の一時償却を受けている方	陳腐化資産の償却費の特例に係る承認申請書の写し (納税地の所轄国税局長に申請したもの)
耐用年数の確認を受けている方	耐用年数の確認に関する届出書の写し
非課税資産を所有している方	非課税申告書その他必要な書類
課税標準の特例を申請される方	8～9ページの【適用償却資産の例（一部抜粋）】に記載されている添付書類

### 3. 提出される方の確認について

窓口・郵送で提出される方の確認を行っています。確認資料は以下のとおりです。

提出方法	確認資料
窓口 【右記のうち1点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出される方の運転免許証、健康保険証等</li> <li>税理士事務所の方が持参される場合、税理士証票、社員証等</li> <li>法人の職員が持参される場合、社員証等</li> </ul>
郵送 【右記のうち1点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレ印字申告書（※）</li> <li>申告される方の運転免許証、健康保険証の写し等</li> <li>税理士事務所等から郵送される場合、税理士証票、社員証の写し等</li> <li>法人の方が郵送される場合、社員証の写し等</li> </ul>
eLTAX	提出者の確認は行いません。

### 4. マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

#### （1）マイナンバーについて

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記入にご協力ください（記入例P18、21参照）。

ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。

また、本人確認資料の不備等があった場合、マイナンバーの記載がないものとして受理します。

#### （2）マイナンバー法に定める本人確認の実施について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（身元確認、番号確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の①又は②の本人確認資料をそれぞれ1種類ずつ、申告書に添付又は窓口で提示していただくようお願いいたします。

なお、電子申告（eLTAX）でご申告いただく場合や、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合は、本人確認資料の添付は不要です。

#### ①本人が申告書を提出する場合

	ア. 身元確認資料	イ. 番号確認資料
窓口	<b>【下記のうち1点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>プレ印字申告書（※）</li> <li>個人番号カード（表面）</li> <li>運転免許証 等</li> </ul>	<b>【下記のうち1点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード（裏面）</li> <li>通知カード</li> <li>住民票（個人番号付き）</li> </ul>
郵送	ア及びイに係る写しを同封（アの資料がプレ印字申告書（※）の場合は申告書の原本）	

#### ②代理人が申告書を提出する場合

	ウ. 代理権確認資料	エ. 代理人の身元確認資料	オ. 本人の番号確認資料
窓口	<b>【下記のうち1点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>プレ印字申告書（※）</li> <li>税務代理権限証書</li> <li>委任状（任意代理人）等</li> </ul>	<b>【下記のうち1点】</b> （代理人の） <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード（表面）</li> <li>運転免許証</li> <li>税理士証票 等</li> </ul>	<b>【下記のうち1点（写し可）】</b> （本人の） <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード（裏面）</li> <li>通知カード</li> <li>住民票（個人番号付き）</li> </ul>
郵送	ウに係る原本を同封	エ及びオに係る写しを同封	

※プレ印字申告書は宮崎市から送付した、所有者コード、氏名、住所等が印字された償却資産申告書(第26号様式、緑色複写式)です。なお、独自様式の申告書で提出の場合は未記入のプレ印字申告書を添付してください。

## 5. 申告書等の提出期限・提出先

### (1) 提出期限

**令和6年1月31日(水)**

正当な理由が無く申告されない場合、地方税法第386条の規定により、10万円以下の過料を課せられることがあるほか、同法第368条の規定により、不足税額に加えて延滞料を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。なお、該当年度まで遡って課税を行う場合があります。

また、本市では、公平、公正な課税を期すため、地方税法第354条の2の規定による国税書類の閲覧を行っています。つきましては、対象資産の申告漏れ及び誤計上等のないようにお願いします。

### (2) 提出先

#### ①書類で申告される場合

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号  
宮崎市財政部資産税課 償却資産係（宮崎市役所 第3庁舎2階）

※郵送又は持参でお願いします。（FAX送信不可）

※控えの返送を希望される場合、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

なお、持参につきましては、最寄りの総合支所でも受付いたします。

佐土原総合支所、田野総合支所、高岡総合支所、清武総合支所  
（各総合支所地域市民福祉課）

#### ②電子申告される場合

地方税ポータルシステム（eLTAX）により、所定の手続きにしたがって、申告データを送信していただく方法です。電子証明書等を取付されたうえで、eLTAXのホームページで利用の届けを行い、事前に利用開始の審査を受けていただく必要があります。

また、電子申告を行う場合は、増減資産の確認が困難なため、電算処理方式（課税標準額まで計算いただく方式）による申告をお願いします。なお、本市では、eLTAXでのプレ申告の送信は行いませんのでご了承ください。※eLTAXでご提出される際、右上の所有者コード（市が送付する申告書に記載してある11桁の番号）をご入力ください。

エルタックス  
eLTAX



eLTAXのご利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

●ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

●電話：0570-081459（ハイシンコク）

上記の電話でつながらない場合は：03-5521-0019

※具体的な作成や操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

エルタックス

検索

#### ③申告書の様式掲載場所

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」の様式については、宮崎市ホームページ「固定資産の申告（固定資産税）」からダウンロードできます。

宮崎市 TOP > くらし・手続き > 税金 > 固定資産税 > 償却資産の申告（固定資産税）





## IV. 償却資産申告書等の記入方法

### 1. 申告書等の書き方の手順

#### (1) 初めて申告される方

##### 【該当資産が無い方】

- ①償却資産申告書を作成する

償却資産申告書「備考」欄の「3. 該当資産なし」に○を記入してください。

##### 【該当資産がある方】

- ①種類別明細書（増加資産・全資産用）を作成する

令和6年1月1日現在、宮崎市内に所有する全ての償却資産を記入してください。（記入例P17）

- ②償却資産申告書を作成する

作成した種類別明細書の取得価額を基に、取得価額の合計を記入してください。（記入例P18）

#### (2) 以前から申告をされている方

##### 【前年中に資産異動がない方】

- ①償却資産申告書の「備考」欄の「2. 資産異動なし」に○を記入してください。

##### 【前年中に資産異動がある方】

- ①種類別明細書（増加資産・全資産用）を作成する

増加資産がある場合のみ記入してください。（記入例P19）

- ②種類別明細書（減少資産用）を作成する

減少資産がある場合に記入してください。（記入例P20）

- ③償却資産申告書を作成する

作成した種類別明細書の取得価額を基に、取得価額の合計を記入してください。（記入例P21）

##### 【償却資産種類別明細書の修正がある方（資産の名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数等）】

- ①種類別明細書（減少資産用）にご記入ください。（記入例P20、記入方法P24）

##### 【前年中に事業を廃止された方】

- ①償却資産申告書を作成する

申告書の（ロ）欄に（イ）欄と同額を記入し、計の（二）欄に「0」と記入してください。また、「備考」欄の「4. 廃業・休業・解散（年月日）」に○をし、年月日を記入してください。

※電算処理方式で申告される場合には、償却資産申告書(評価額、決定価格、課税標準額まで記載したもの)、全資産用の種類別明細書(価額、課税標準額まで記載したもの)を必ず添付してご提出ください。

## 2. 本年度（令和6年度）初めて申告される方

### 《種類別明細書（増加資産・全資産用）》の記入例》

◎この用紙には、令和6年1月1日現在、宮崎市内に所有するすべての償却資産を記入してください。

**数量**  
 ・資産の数量を整数で記入してください。  
 ・一式等の場合は「1」と記入してください。

「全資産用」を○で囲んでください。

**取得価額**  
 ・資産を取得するために要した費用（引取運賃、保険料、手数料、据付費等の付帯費を含む。）を記入してください。

申告する年度「令和6」を記入してください。

**所有者コード**  
 ・申告書右上の所有者コード欄に印字されている11桁の番号を記入してください。

**資産の種類**  
 ・資産の種類に対応する1～6の数字を記入してください。  
 ・ここで記入した種類ごとに取得価額の合計金額を計算し、申告書の取得価額の欄に記入してください。

1 構築物  
 2 機械及び装置  
 3 船舶  
 4 航空機  
 5 車両及び運搬具  
 6 工具、器具及び備品

**資産の名称**  
 ・資産の名称を固定資産台帳等に記載されている名称で記入してください。

所有者コード		更正事由		取得年月			取得価額		耐用年数		減価償却率		所有者名		1 枚のうちの1 枚目	
56789123				3	4	平成 5 令和							宮崎 株式会社		1 枚目	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	年号	年	月	取得価額	耐用年数	減価償却率	価額	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要	
01	1		アスファルト駐車場	1	5	5	4	1,000,000	10	0.0	10,000,000		10,000,000	○		
02	2		機械装置（先端設備）	1	5	5	7	3,000,000	10	0.0	30,000,000		30,000,000	○	法附則第15条第45項	
03	2		太陽光発電設備（12kw）	1	5	5	3	2,000,000	17	0.0	20,000,000		20,000,000	○		
04	2		電光掲示板	1	5	5	4	800,000	17	0.0	8,000,000		8,000,000	○		
05	6		パソコン	1	5	6	1	150,000	4	0.0	1,500,000		1,500,000	○	1月1日取得	
06	6		金庫	1	5	5	10	300,000	20	0.0	3,000,000		3,000,000	○		
07	6		壁掛型ルームエアコン	2	5	5	5	600,000	6	0.0	6,000,000		6,000,000	○		
08																
09																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
小計								7,850,000								

所有者名を記入してください。

**増加事由**  
 ・該当する増加事由の番号を○で囲んでください。  
 新品取得 ⇒ 1  
 中古取得 ⇒ 2  
 移動による受入 ⇒ 3  
 その他 ⇒ 4

**摘要**  
 ・課税標準の特例を受ける場合、その根拠条文等を記入してください。  
 ・元日取得などで課税標準額に影響がある場合は詳細を記入してください。

※記入する必要はありません。

**取得年月**  
 ・資産の取得年月を記入してください。  
 ・年号については以下の番号を記入してください。  
 昭和 ⇒ 3 平成 ⇒ 4 令和 ⇒ 5

※記入する必要はありません。

**小計**  
 ・ページごとに取得価額の合計額を記入してください。

**耐用年数**  
 ・資産の耐用年数を記入してください。  
 （法人税・所得税の申告で用いられる耐用年数になります。）

1 新品取得 2 中古取得  
 3 移動による受入 4 その他

## 2. 本年度（令和6年度）初めて申告される方

### 《申告書の記入例》

**事業種目**  
 ・事業種目を具体的に記入してください。  
 ・法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

**事業開始年月**  
 ・事業を開始(法人においては設立)した年月及び決算期を記入してください。

**個人番号又は法人番号**  
 ・個人の方は個人番号を記入してください(12桁右詰め)。  
 ・法人の方は法人番号を記入してください(13桁)。

**この申告の問い合わせ先**  
 ・この申告について直接応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。  
 ・連絡を差し上げる際に必要ですので必ず記入してください。

申告年月日を記入してください。

令和6年1月12日  
 令和6年度  
 宮崎市長殿  
 償却資産申告書

**住所**  
 ・変更がある場合は、朱書きで訂正してください。  
 ・電話番号を記入してください。

1 住所  
 〒880-0001  
 宮崎市橋通西一丁目1番1号  
 (電話 0985-25-2111)

**氏名**  
 ・変更がある場合は、朱書きで訂正してください。  
 ・屋号があれば記入してください。

2 氏名  
 宮崎株式会社  
 代表取締役 宮崎 水部  
 (屋号 サン・サン・サン)

(ハ)  
 ・新規の申告の場合はこの欄に金額を計上してください。  
 ・この欄には、種類別明細書(増加資産・全資産用)の取得価額を「資産の種類」ごとに合計して記入してください。

資産の種類	取得価額		評価額	
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)(ニ)
1 構築物			1,000,000	1,000,000
2 機械及び装置			5,800,000	5,800,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品			1,050,000	1,050,000
7 合計			7,850,000	7,850,000

※記入する必要はありません。

※記入する必要はありません。  
 (ただし、電算処理方式により申告される場合には、(ホ)~(ト)も記入してください。)

3 個人番号又は法人番号  
 所有者コード  
 1234567890123 56789123

4 事業種目  
 家庭用品販売  
 (10)百万円

5 事業開始年月  
 平成10年4月  
 決算期(3)月

6 この申告に回答する者の係及び氏名  
 経理部 宮崎次郎  
 (電話 0985-25-2111)

7 税理士等の氏名  
 高岡会計事務所 高岡 一郎  
 (電話 0985-82-1112)

8 短縮耐用年数の承認 有(無)  
 9 増加償却の届出 有(無)  
 10 非課税該当資産 有(無)  
 11 課税標準の特例 有(無)  
 12 特別償却又は圧縮記帳 有(無)  
 13 税務会計上の償却方法 定率法(定額法)  
 14 青色申告 有(無)

**税理士等の氏名**  
 ・税理士等にこの申告の作成を委託している方は、その氏名及び電話番号を記入してください。

8~14  
 ・該当する方に○をつけてください。

**資産の所在地**  
 ・宮崎市内の事業所等の資産の所在地を記入し、家屋の所有区分を○で囲んでください。  
 ・所在地は正確に記入してください。

**借用資産**  
 ・借用資産の有無について該当する方に○をつけてください。  
 ・借用資産がある場合は、貸主の名称を記入してください。

**備考**  
 ・事業用に使われる資産を所有していない場合は、「3.該当資産なし」に○をしてください。

(ニ)  
 ・新規の申告の場合は、(ハ)欄と同額を記入してください。

### 3. 前年度（令和5年度）以前から申告をされている方

#### 《種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例》

- ◎この用紙には、前年中（令和5年1月2日～令和6年1月1日）に増加した資産を記入してください。
- ◎前年度まで申告もれになっていた資産がありましたら記入してください。
- ◎増加資産が無い場合には、この用紙を提出する必要はありません。

**取得価額**  
 ・資産を取得するために要した費用（引取運賃、保険料、手数料、据付費等の付帯費を含む。）を記入してください。

申告する年度「令和6」を記入してください。

「増加資産」を○で囲んでください。

#### 種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者名を記入してください。

**所有者コード**  
 ・申告書上の所有者コード欄に印字されている11桁の番号を記入してください。

令和 6 年度		所有者コード		更正事由		昭和 4 平成 5 令和		所有者名		枚のうち					
		56789123						宮崎 株式会社		1 枚目					
行 番 号	資産の 種類	資産コード	資産の 名称等	数量	取得年月			取得 価額	耐用 年数	減 価 残 存 率	価 額	課税標準 の特例 率	課税標準 額	増加 事由	摘 要
					年 号	年 月	月								
01	1		店舗改装工事	1	5	5	4	1,000,000	15	0.0				○	
02	2		機械設備（先端設備）	1	5	5	7	3,000,000	10	0.0				○	法附則第15条第45項
03	2		太陽光発電設備（12kw）	1	5	5	3	2,500,000	17	0.0				○	
04	2		電光掲示板	1	5	5	7	1,000,000	17	0.0				○	
05	6		パソコン	1	4	29	7	250,000	4	0.0				○	東京支店→宮崎本店
06															
07															
08															
09															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
小 計								7,750,000							

**資産の種類**  
 ・資産の種類に対応する1～6の数字を記入してください。  
 ・ここで記入した種類ごとに取得価額の合計金額を計算し、申告書の取得価額の欄に記入してください。

- 構築物 . . . . . 1
- 機械及び装置 . . . . . 2
- 船舶 . . . . . 3
- 航空機 . . . . . 4
- 車両及び運搬具 . . . . . 5
- 工具、器具及び備品 . . . . . 6

**資産の名称**  
 ・資産の名称を固定資産台帳等に記載されている名称で記入してください。

※記入する必要はありません。

**数量**  
 ・資産の数量を整数で記入してください。  
 ・一式等の場合は「1」と記入してください。

**取得年月**  
 ・資産の取得年月を記入してください。  
 ・年号については以下の番号を記入してください。  
 昭和 ⇒ 3    平成 ⇒ 4    令和 ⇒ 5

※記入する必要はありません。

**増加事由**  
 ・該当する増加事由の番号を○で囲んでください。  
 新品取得 ⇒ 1  
 中古取得 ⇒ 2  
 移動による受入 ⇒ 3  
 その他 ⇒ 4

**摘要**  
 ・課税標準の特例を受ける場合、その根拠条文等を記入してください。  
 ・移動による受入の場合、移動前の所在地をご記入ください。

**小計**  
 ・ページごとに取得価額の合計額を記入してください。

**耐用年数**  
 ・資産の耐用年数を記入してください。  
 （法人税・所得税の申告で用いられる耐用年数になります。）

### 3. 前年度（令和5年度）以前から申告をされている方

#### 《種類別明細書（減少資産用）の記入例》

- ◎この用紙には、前年中（令和5年1月2日～令和6年1月1日）に減少した資産を記入してください。
- ◎申告されている資産の確認用の「償却資産種類別明細書」の内容に変更があった場合には、この用紙の末尾に行をあけて変更内容を記入してください。その際は、必ず資産コードを記入してください。
- ◎減少資産・変更資産が無い場合には、この用紙を提出する必要はありません。

**摘要**  
 平成20年の省令改正で耐用年数が変更された資産で、耐用年数を変更していなかった資産については、摘要欄に改正前後の耐用年数を記入してください。  
 また、耐用年数誤りなどで耐用年数を修正する場合も、摘要欄に修正事由及び修正前後の耐用年数を記入してください。

申告する年度「令和6」を記入してください。

所有者名を記入してください。

**所有者コード**  
 ・申告書右上の所有者コード欄に印字されている11桁の番号を記入してください。

**資産の種類/資産コード**  
 ・同封の償却資産種類別明細書に印字されている、資産コードを必ず記入してください。

**取得価額**  
 ・減少した資産の取得価額を記入してください。  
 ・資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した分の取得価額を記入してください。（24ページの記入例を参照してください。）

令和 6 年度		種類別明細書（減少資産用）															
所有者コード		更正事由		取得年月			所有者名		1枚のうち		1枚目						
56789123				3 昭和 4 平成 5 令和			宮崎 株式会社										
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要				
					年号	年	月				1売却 2滅失 3移動 4その他	1全部 2一部					
01	2	00000003	清涼飲料製造設備	1	4	21	5	1,000,000	10		1	2	3	4	1	2	
02	6	00000006	レジスター	1	4	21	10	215,300	5		1	2	3	4	1	2	3台のうち1台を滅失
03	6	00000008	ショーケース	1	4	24	5	726,000	6		1	2	3	4	1	2	
04											1	2	3	4	1	2	
05											1	2	3	4	1	2	
06	2	00000004	漬物製造設備						10		1	2	3	4	1	2	H20 省令改正による耐用年数変更(7年から10年)
07	2	00000005	砂糖製造設備						10		1	2	3	4	1	2	耐用年数誤りの修正(5年から10年)
08	6	00000007	金庫					300,000			1	2	3	4	1	2	256,500円から300,000円に変更
09											1	2	3	4	1	2	
10											1	2	3	4	1	2	
11											1	2	3	4	1	2	

**減少の事由及び区分**  
 ・必ず該当する番号に○をつけてください。  
 事由 売却 ⇒ 1  
 滅失 ⇒ 2  
 移動 ⇒ 3  
 その他 ⇒ 4  
 区分 全部を減少した場合 ⇒ 1  
 一部を減少した場合 ⇒ 2  
 (摘要欄に詳細を記入)

償却資産種類別明細書												
住所・所在地		氏名・名称		所有者コード		宮崎市 令和5年○月○日 作成 1頁						
880-0001 宮崎市橋通一丁目1番1号		宮崎 株式会社		56789123								
No.	種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	本年度評価額	償却額	課税率	課税標準額	改正前耐用年数
1	1	00000001	店舗内装	1	H16.04	2,000,000	15	101,226			101,226	
2	1	00000002	外構工事	1	H16.04	1,000,000	10	50,000	*		50,000	
			種類合計			3,000,000		151,226			151,226	
4	2	00000003	清涼飲料製造装置	1	H21.05	1,000,000	10	50,000	*		50,000	
5	2	00000004	漬物製造設備	3	H19.06	1,575,000	7	78,750	*		78,750	
6	2	00000005	砂糖製造設備	1	H25.01	6,250,000	5	312,500	*		312,500	
			種類合計			8,825,000		441,250			441,250	
8	6	00000006	レジスター	3	H21.10	645,900	5	32,295	*		32,295	
9	6	00000007	金庫	1	H22.03	256,500	20	54,063			54,063	
10	6	00000008	ショーケース	1	H24.05	726,000	6	36,300	*		36,300	
			種類合計			1,628,400		122,658			122,658	
12												
13												

**資産の変更**  
 ・資産の増減はないが、「償却資産種類別明細書」に記載のある資産について、取得年月・取得価額・耐用年数等を変更される場合は、減少資産から行をあけて記入例を参考に、次の項目を記入してください。  
 ①資産の種類、資産コード、名称（必ず記入してください。）  
 ②修正する項目(取得価額等)  
 ③摘要欄に変更内容

### 3. 前年度（令和5年度）以前から申告をされている方

#### 《申告書の記入例》

- ◎前年度申告いただいた内容が印字されていますので、変更があった項目を二重線で消して訂正してください。
- ◎前年中に資産の増減がない場合には、「備考」欄の「2. 資産異動なし」に○をしてください。

**個人番号又は法人番号**  
 ・個人の方は個人番号を記入してください(12桁右詰め)。  
 ・法人の方は法人番号を記入してください(13桁)。

**この申告の問い合わせ先**  
 ・担当者が変わった場合は忘れずに訂正してください。  
 ・連絡を差し上げる際に必要です。必ず記入してください。

**税理士等の氏名**  
 ・税理士等にこの申告の作成を委託している方は、その氏名及び電話番号を記入してください。  
 ・変更があった場合には忘れずに訂正してください。

**8～14**  
 ・変更があった場合には二重線で消して○をつけてください。

申告年月日を記入してください。

**住所**  
 ・変更がある場合は、朱書きで訂正してください。  
 ・電話番号を記入してください。

**氏名**  
 ・変更がある場合は、朱書きで訂正してください。  
 ・屋号があれば記入してください。

**(イ)**  
 ・継続の場合には、前年度申告書の(二)欄の価額が打ち出されています。  
 ・取得価額を変更した場合は、増加又は減少額を含めた額に訂正してください。

**(ロ)**  
 ・この欄には、種類別明細書(減少資産用)の取得価額を「資産の種類」ごとに合計して記入してください。

令和 6年 1月 12日		令和 6年度		3 個人番号又は法人番号		所有者コード	
宮崎市長殿		償却資産申告書		1234567890123		56789123	
1 住所	〒880-0001 宮崎市橋通西一丁目1番1号 (電話 0985-25-2111)	4 事業種目	家庭用品販売 (10) 百万円	8 短縮耐用年数の承認	有・無	9 増加償却の届出	有・無
2 氏名	宮崎 株式会社 代表取締役 宮崎 太郎 (屋号 サン・サン・サン)	5 事業開始年月	平成 10年 4月 決算期(3) 月	10 非課税該当資産	有・無	11 課税標準の特例	有・無
資産の種類	取得価額	前年取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
1 構築物	3,000,000		1,000,000		4,000,000	12 税務会計上の償却方法	定率法 定額法
2 機械及び装置	8,825,000		1,000,000		6,500,000	14 青色申告	有・無
3 船舶					0	15 市内における事業所等資産の所在地及び家庭の所有区分	自己所有 借家 自己所有 借家 自己所有 借家
4 航空機					0	16 借用資産	貸主の名称等 田野リース(有)
5 車両及び運搬具	1,671,900				0	備考(添付書類等) 一該当するものに○をつけてくださいー	
6 工具、器具及び備品	1,623,400	941,300	250,000		980,600	① 資産異動あり 2. 資産異動なし 3. 該当資産なし 4. 廃業・休業・解散( 年 月 日 ) 5. 合併( 年 月 日・合併先 ) 6. 移転( 年 月 日・移転先 ) 7. その他( )	
7 合計	13,457,400	1,941,300	7,750,000		19,305,600	記事欄	
資産の種類	13,476,900	評価額(ホ)	決定価格(ハ)	課税標準額(ニ)	台帳添付		
1 構築物					宮崎市 確認欄		
2 機械及び装置					□本人(法人は代表者) □代理人 □身元確認 □番号確認		
3 船舶							
4 航空機							
5 車両及び運搬具							
6 工具、器具及び備品							
7 合計							

※記入する必要はありません。  
 (ただし、電算処理方式により申告される場合には、(ホ)～(ト)も記入してください。)

**(ハ)**  
 ・この欄には、種類別明細書(増加資産・全資産用)の取得価額を「資産の種類」ごとに合計した金額を記入してください。

**(ニ)**  
 ・合計額((イ)欄-(ロ)欄+(ハ)欄)を記入してください。  
 ・資産の異動がない場合は、(イ)欄と同額を記入してください。

**備考**  
 ・前年中に資産の増減がなかった場合は「2. 資産異動なし」に○をしてください。  
 ・事業を廃止、休業、解散等した場合は事由に○をし、年月日を記入してください。  
 ・その他特記等あれば7に○をしてから記入してください。

#### 4. 記入していただく内容

##### ◎償却資産申告書1～16欄

欄 名		記 入 内 容 等
1	住 所	個人事業主の方は、住民票上の住所を、法人にあつては、本店の所在地をご記入ください。ただし、納税通知書及び償却資産申告の案内を、住所以外の場所（店舗や宮崎市内の事業所など）にお送りした方がいいときは、送付先設定の手続きが必要になりますのでご連絡ください。
2	氏 名	氏名をご記入ください。法人にあつては、その名称及び代表者の氏名をご記入ください。また、「屋号」の欄は、店舗名等をご記入ください。
3	個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号をご記入ください。
4	事業種目	事業の種目及び資本金等の額をご記入ください。
5	事業開始年月日	宮崎市において事業を開始された年月をご記入ください。
6	この申告に 応答する者の係 及び氏名	この申告の内容について、お問い合わせをさせていただくことがあります。その時にご対応いただく方の部署、氏名、電話番号をご記入ください。
7	税 理 士 等 の 氏 名	この申告について、税理士が関与されているときは、その税理士の氏名や税理士事務所名、担当者名、電話番号をご記入ください。
8	短縮耐用年 数の承認	耐用年数の短縮の承認を受けているときは、「有」に○をし、耐用年数短縮の承認申請書の写しを添付してください。
9	増 加 償 却 の 届 出	増加償却の届出を行っているときは、「有」に○をし、増加償却の届出書の写しを添付してください。
10	非 課 税 該 当 資 産	非課税資産を所有しているときは、「有」に○をし、非課税申告書その他必要な書類をご提出ください。
11	課 税 標 準 の 特 例	課税標準の特例を受ける資産を所有しているときは、「有」に○をしてください。また、種類別明細書において、当該課税標準の特例を受ける資産の摘要欄に、特例の根拠条文をご記入ください。
12	特 別 償 却 又 は 圧 縮 記 帳	特別償却又は圧縮記帳を受ける資産を所有しているときは、「有」に○をしてください。なお、固定資産の評価においては、特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。
13	税 務 会 計 上 の 償 却 方 法	税務会計上の償却方法について、採用している方法に○をしてください。
14	青 色 申 告	青色申告をしているときは、「有」に○をしてください。

◎償却資産申告書1～16欄（つづき）

欄 名		記 入 内 容 等
15	市内における事業所等資産の所在地及び家屋の所有区分	宮崎市内における事業所の所在地等、償却資産の所在地をご記入ください。なお、宮崎市内における償却資産の所在地が3つ以上あるときは、主たる所在地を3つまでご記入ください。また、宮崎市において、事業所等を設置している場合で、当該事業所用家屋を所有しているときは「自己所有」に、借用しているときは「借家」に、○をご記入ください。
16	借用資産	リースやレンタル等により、償却資産を借用して事業の用に供しているときは、「有」に○をし、貸主（リース・レンタル元）の名称を「貸主の名称等」にご記入ください。
	備考 (添付書類等)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資産異動あり…継続事業者で、資産の増減がある方は○をご記入ください。</li> <li>2. 資産異動なし…継続事業者で、資産の増減が無い方は○をご記入ください。</li> <li>3. 該当資産なし…新規事業者で、該当資産が無い方は○をご記入ください。</li> <li>4. 廃業・休業・解散…該当するところに○をし、（年 月 日）をご記入ください。</li> <li>5. 合併…合併して廃止になった場合に（年 月 日）と合併先をご記入ください。</li> <li>6. 移転…移転した場合に（年 月 日）と移転先をご記入ください。</li> <li>7. その他…上記に該当しない場合にご記入ください。</li> </ol>

◎種類別明細書（増加資産・全資産用）

欄 名	記 入 内 容 等
所有者名	所有者名をご記入ください。
資産の種類	以下の資産種類の番号をご記入ください。 <b>「1」…構築物、「2」…機械及び装置、  「3」…船舶、「4」…航空機、  「5」…車両及び運搬具、「6」…工具、器具及び備品</b>
資産の名称等	資産の名称等をご記入ください。なお、固定資産台帳等を添付いただく場合、台帳と同じ名称として下さい。
数 量	資産の数量を整数でご記入ください。なお、一式等の場合、「1」とご記入ください。
取 得 年 月	資産の取得年月をご記入ください。なお、年号については以下の番号をご記入ください。 <b>「1」…明治、「2」…大正、「3」…昭和、「4」…平成、「5」…令和</b>
取 得 価 額	資産を取得するために支出した金額をご記入ください。（引取運賃、据付費用等を含む。） なお、消費税を税込経理方式で処理される場合、消費税を含んだ金額となります。
耐 用 年 数	資産の耐用年数（法人税・所得税の申告で用いられる耐用年数）をご記入ください。



◎種類別明細書（増加資産・全資産用）（つづき）

欄 名	記 入 内 容 等
増 加 事 由	資産が増加した事由について、該当するいずれかの番号に○をご記入ください。 「1」…新品取得、「2」…中古取得、「3」…移動による受入、「4」…その他
摘 要	課税標準の特例を受ける場合、その根拠条文等をご記入ください。

◎種類別明細書（減少資産用）

欄 名	記 入 内 容 等
資 産 コ ー ド	資産を減少した場合と修正した場合は、「償却資産種類別明細書」に印字されている資産コードをご記入ください。
減 少 の 事 由 及 び 区 分	「事由」の欄には、資産が減少した事由について、該当するいずれかの番号に○をご記入ください。「1」…売却、「2」…減失、「3」…移動、「4」…その他 「区分」の欄には、減少した資産が全部か一部かについて、該当するいずれかの番号に○をご記入ください。 「1」…全部、「2」…一部

5. 資産の一部が減少したときの記入方法

例) 当初、取得価額64万円・数量8で取得した資産のうち、減少した資産が40万円・数量5のとき。(残った資産は、取得価額24万円・数量3)

数量と取得価額は、減少した資産についてご記入ください。

資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減少の事由及び区分	
				年号	年	月			1 売却 2 減失 3 移動 4 その他	1 全部 2 一部
6	00000030	壁掛型ルームエアコン	5	4	26	5	400,000	6	1・2・3・④	1・②

取得価額・数量以外の欄は、償却資産種類別明細書をご覧いただき、当該資産の内容どおりご記入ください。

「減少の区分」は、必ず、「2」（一部）にしてください。

## 調査協力をお願い

毎年、次のとおり、各種調査を実施しております。  
ご理解とご協力をお願いします。

### ● 実地調査

地方税法第353条及び第408条に基づき、事業所にお伺いして申告内容の確認等を行う調査です。

### ● 簡易調査

地方税法第353条に基づき、減価償却資産内訳明細書や固定資産台帳等の帳簿書類の提出を依頼し、申告書との照合を行う調査です。概ね5年に1回程度、原則、全事業者を対象に行います。

なお、調査結果によっては、固定資産税の増減が生じる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

## 申告書の提出・問い合わせ先

財政部 資産税課 償却資産係（宮崎市役所第3庁舎2階）

〒880-8505

宮崎市橘通西1丁目1番1号

電話（0985）21-1743

受付時間 開庁日（月～金曜日：祝休日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

※申告書の提出については各総合支所でも受付しております(提出のみ)。

佐土原総合支所 地域市民福祉課 市民係 TEL（0985）73-1112

田野総合支所 地域市民福祉課 市民係 TEL（0985）86-1112

高岡総合支所 地域市民福祉課 市民係 TEL（0985）82-1112

清武総合支所 地域市民福祉課 市民係 TEL（0985）85-1103

必要に応じて下の宛名ラベルをご利用ください。

〒880-8505

宮崎市橘通西1丁目1番1号

宮崎市役所 資産税課 償却資産係 行

提出は電子申告  が便利！

自宅やオフィス等からインターネット経由  
で償却資産の電子申告を行うことができます。  
利用方法や操作方法は地方税ポータルシステム  
（eLTAX）ホームページをご覧ください。  
お問合せは「よくあるご質問」をご参照の上、  
ヘルプデスク（TEL0570-081459）へ。

詳しくは

検索 

